

大津市議会議員政治倫理条例の概要

条例は、前文と第1条から第12条までの条文で構成しています。条例の概要は、次のとおりです。

前文

前文では、この条例を制定するに当たっての、大津市議会の基本的な考え方と議員のあるべき姿勢を規定したものです。

第1条 目的

第1条では、この条例の目的を規定したものです。

議員活動に当たって、議員が遵守すべき政治倫理の基本的事項を定めるとともに、市民に信頼される基盤を作り、公正で民主的な市政の発展に寄与することを、この条例の目的としたものです。

第2条 議員の責務

第2条では、議員の責務として次の3項目を規定したものです。

- ① 議員は、自らの権能と責務を深く自覚し、政治倫理基準を遵守しなければならないこと。
- ② 議員は、広く、かつ、高い識見を養い、品位を保ち全体の利益の実現を目指して行動しなければならないこと。
- ③ 議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれたときには、自らが事実を明らかにしてその責任を明確にしなければならないこと。

第3条 政治倫理基準

第3条では、議員が遵守しなければならない政治倫理の基準を次のとおり明確に規定したものです。

- ① 議員は、市長をはじめ市の職員その他の関係団体などに対して、公共工事の請負などのあっせん、職員の採用など人事への関与、許認可や補助金の決定などに関与して、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならないこと。
- ② 議員は、その地位を利用して、いかなる金品も受領してはならないこと。
- ③ 議員は、その地位を利用して、特定の個人や団体に対して嫌がらせや圧力をかける行為などをしてはならないこと。
- ④ 議員は、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある政治活動に関する寄附を受けてはならないこと。
- ⑤ 議員は、公職選挙法などに定める寄附や飲食物の供与など不正の疑惑を持たれる行為をしてはならないこと。

第4条 審査の請求

第4条では、審査の請求について規定したものです。

議員に政治倫理基準に違反する行為があると認めるときには、市民と議員はそれぞれ1人から、議員定数の8分の1以上の議員（当該議員は、2以上の異なる会派に属する議員であることが必要です。）の紹介又は連署で、審査の請求ができるものです。

（現在の天津市議会議員の定数は38人で、5人以上の議員の紹介又は連署が必要となります。また、当該議員は、2以上の異なる会派（1人会派を含む。）の議員であることも必要です。）

★ ★ ★ 議論の経過 ★ ★ ★

天津市議会政策検討会議において、第4条の審査の請求については、活発な意見が交わされました。特に、審査の請求に当たって、市民からの請求には有権者の定率又は定数の署名（有権者の50分の1以上の署名や100人、1,000人以上の署名）が必要ではないか、議員の紹介は不要ではないかなど審査の請求の条件について、非常に熱心、かつ、激しい議論が展開されました。

審査の公平性の担保や審査会の設置までに要する時間、政治活動への影響などを総合的に勘案して、審査の請求に当たり天津市議会として優先すべきことを、「市民1人からの発意でも一定の根拠と一定の議員の賛同があれば、審査の請求ができること。」そして、「その請求に対して速やかに審査会が設置される必要があること。」と決定し、条例の規定としたものです。

また、議員定数の8分の1以上の議員の紹介が必要なことについては、※地方自治法第135条第2項の規定を準用したものです。2以上の異なる会派に属する議員が必要なことについては、複数の会派（視点）による検証が必要であるとしたものです。

併せて、議員の自浄能力の観点と市民からの請求との整合性から、議員についても市民と同じく議員1人からの発意で審査請求ができるものとしたものです。

※地方自治法

[懲罰の種類及び除名の手続]

第135条 懲罰は、左の通りとする。

- ① 公開の議場における戒告
- ② 公開の議場における陳謝
- ③ 一定期間の出席停止
- ④ 除名

2 懲罰の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の 8 分の1以上の者の発議によらなければならない。

3 省略

第5条 審査会の設置等

第5条では、大津市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の設置について規定したもので、主な内容は次のとおりです。

- ① 議長は、審査の請求があれば、1か月以内に議会に審査会を設置し、審査を付託すること。
- ② 審査会は、政治倫理基準の違反の存否と違反行為があった場合の当該議員への措置について審査すること。
- ③ 審査会は、議長が指名する10人以内の議員で組織すること。
- ④ 審査を請求した議員と審査対象の議員は、審査会の委員になれないこと。
- ⑤ 審査会に委員長と副委員長を置くこと。
- ⑥ 委員長は、審査会を代表し、副委員長は、委員長の職務を代理すること。
- ⑦ 議長が審査対象の議員であるときには、副議長が議長の役割を担うこと。
- ⑧ 議長と副議長が、ともに審査対象の議員であるときには、議会運営委員会が指名した議員が議長の役割を担うこと。

★ ★ ★ 議論の経過 ★ ★ ★

大津市議会政策検討会議では、第5条の審査会の設置等についても、活発な意見が交わされました。特に、審査会の組織については、議員のほかに、市民や学識経験者を入れて審議をすべきではないかという議論が展開されました。事実、当初の段階では、審査会の組織は、議員、市民、学識経験者の三者で構成するものとしていましたが、附属機関に対する考え方とその附属機関の委員に対する報酬の支払いにおいて※地方自治法上に疑義があることが判明し、議論の結果、審査会の委員は議員だけで構成するものとしたものです。

地方自治法では、審査会や審議会などの附属機関は、市長や教育委員会などの執行機関に設置が許されています。執行機関でない議会に市民や学識経験者を加えた組織を審査会として設置することは、この地方自治法に抵触するおそれがあること。加えて、地方自治法では、附属機関の審査会の委員に対しては報酬を支出しなければならないことになるが、その支出の根拠となる条例が地方自治法に抵触

するおそれがあれば、その報酬の支出自体も問題になるおそれがあること。

これらの状況を勘案するとともに、法令順守が基本となる政治倫理条例の制定の趣旨に鑑み、法令に抵触するおそれのある部分については、慎重に対応する必要があると判断し、条例の規定としたものです。

※地方自治法

[委員会・委員及び附属機関の設置]

第138条の4 省略

2 省略

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

[報酬及び費用弁償]

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

2 省略

3 省略

4 省略

第6条 審査会の運営

第6条では、審査会の運営について規定したもので、主な内容は次のとおりです。

- ① 審査会の会議は、委員長が招集し、進行すること。
- ② 審査会の会議には、半数以上の委員の出席が必要なこと。
- ③ 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決すること。(可否同数の場合は、委員長が決めること。)
- ④ 議員辞職の勧告や役職辞任の勧告などについては、出席委員の3分の2以上の賛成が必要なこと。
- ⑤ 審査会の会議は、公開とすること。(出席委員の過半数で非公開とすることができる。)
- ⑥ 審査会は、審査に必要があるときには、審査請求者や識見を有する者などに対して、出席を求めて意見を聞いたり、報告を求めることができること。
- ⑦ 審査対象の議員は、弁明ができること。
- ⑧ 審査会の委員は、知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- ⑨ 審査会は、審査の結果、政治倫理基準に違反がなかったと認めるときには、審査対象議員の名誉を回復する必要があると認めるときは、議長にその旨を報告すること。

第7条 議長への報告

第7条では、審査結果の議長への報告について規定したもので、審査会の委員長は、議長に対して60日以内に審査結果を報告するよう努めなければならないものです。

第8条 審査結果の報告及び通知

第8条では、議会への報告と審査請求者などへの通知について規定したもので、議長は、審査結果の報告を受けたときには、議会に対して速やかに報告するとともに、審査請求者と審査対象議員に対して、その結果を通知しなければならないものです。

第9条 陳述書の提出

第9条では、審査対象議員の陳述書の提出について規定したもので、審査対象議員は、審査結果に対して、その結果の通知を受けた日から2週間以内に陳述書を提出することができるものです。

第10条 審査結果等の公表

第10条では、審査結果などの公表について規定したもので、議長は、審査の結果を公表しなければならないもので、その際、陳述書の提出があれば、陳述書も併せて公表するものです。

第11条 措置

第11条では、措置について規定したもので、議会は、審査会の報告を尊重し、必要な措置を講じることと、議長は、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じ、その内容を公表しなければならないものです。

第12条 委任

第12条では、この条例の施行に必要な事項は、議長が定めることについて規定したものです。

附則

附則では、この条例の施行期日を定めるとともに、この条例の施行後において、市民の意見や社会情勢の変化などを勘案し、必要に応じて条例の規定について検討を行い、必要な措置を講ずることを規定したものです。